

産業廃棄物処理業者名簿

(令和6年4月1日現在)

山梨県環境・エネルギー部環境整備課

名簿使用上の注意事項

この名簿は、令和6年4月1日現在の山梨県における産業廃棄物処理業の許可業者を許可区分ごとに50音順で掲載しております。

なお、平成29年10月1日から新たに定義された『水銀使用製品産業廃棄物』及び『水銀含有ばいじん等』（以下「水銀産廃」といいます。）につきましては、変更届や変更許可により、許可証上で取扱いが可能である旨明示されている許可業者の情報を反映しておりますが、次の点にご注意下さい。

- 当該日より前に水銀産廃の処理実績のある処理業者は、次回許可申請までにその旨の変更届を行えば、変更許可を受けることなく当該日以降も水銀産廃の取り扱いが可能であるため、名簿上で水銀産廃の取扱いについて明記されていない処理業者は、必ずしもこれを取り扱えない訳ではないこと。
 - 既にその変更届を行い、又は変更許可を受けた処理業者がいる一方で、まだ変更届を行っていない処理業者も相当数存在していること。
- ※ 水銀産廃を取り扱える処理業者を確認したい場合には、お手数ですが、各処理業者又は山梨県環境・エネルギー部環境整備課産業廃棄物担当若しくは当該処理業者を担当する林務環境事務所へお問い合わせいただけますようお願いします。

不明な点がございましたら、次の連絡先へお問い合わせ願います。

山梨県環境・エネルギー部環境整備課 産業廃棄物担当（電話番号 055-223-1518）

【処理を委託する際の確認事項】

産業廃棄物の処理責任は、これを排出する事業者にあります。処理を許可業者に委託する場合には、許可証を必ず見せてもらい、次の事項を確認したうえで、収集運搬・処分について、それぞれ書面により委託契約を結ぶ必要があります。また、排出事業者は産業廃棄物の処理が、委託契約どおりになされているかを確認するために、マニフェストという積荷目録等により、適正に処理されたかを確認する必要があります。

- ①業の許可区分（産業廃棄物の収集運搬業か処分業か、特別管理産業廃棄物の収集運搬業か処分業か）
- ②取り扱うことができる産業廃棄物の種類
- ③許可の条件（どのような条件が付いているか）
- ④許可の期限（期限は過ぎていないか）
- ⑤処理施設の種類及び処理能力（処理能力等が十分あるか）
- ⑥また、収集運搬業者にあっては、運搬先の都道府県市の許可の取得状況